

# 要 旨 紹 介

本研究では、女性犯罪者の実態を明らかにし、その再犯防止又は円滑な社会復帰を図る上で有効な施策を検討するための基礎資料を提供することを目的として、女性受刑者等（比較対象としての男性受刑者及び参考対象としての女子少年院在院者を含む。）に対する質問紙調査を内容とする特別調査の結果を取りまとめて分析した。併せて、女性犯罪者の動向、その処遇や支援等の実情についても、調査を行った。

## 1 統計調査（第2章）

第3章特別調査の対象者である女性受刑者及び男性受刑者に関連し、各種統計資料等に基づき、刑事司法の各段階における人員、構成比の推移（最近20年間）等を紹介した。

### （1）検挙・検察

刑法犯の検挙人員を見ると、男女共に、平成17年以降減少し続けているところ、女性比は、おおむね20～22%で推移しており、令和4年は21.9%であった。年齢層別構成比を見ると、女性の検挙人員における65歳以上の構成比は、平成15年以降上昇しており、令和4年は33.2%であった。罪名別構成比を見ると、令和4年は窃盗の構成比が男女共に最も高いが、女性は男性と比べて顕著に高く、特に万引きの構成比が高かった。覚醒剤取締法違反の検挙人員を見ると、男女共に、平成15年以降減少傾向にあり、令和4年の女性比は19.0%であった。起訴猶予率は、平成15年以降、男女共に上昇傾向にあるが、いずれの年も女性の方が高かった。

### （2）矯正・保護観察

入所受刑者の人員を見ると、女性入所受刑者の人員は、平成28年以降減少傾向にあり、女性比は、令和4年は10.7%であった。年齢層別構成比を見ると、女性入所受刑者の50～64歳及び65歳以上の構成比は、近年上昇傾向にある。罪名別人員を見ると、女性入所受刑者は、平成24年以降、窃盗と覚醒剤取締法違反の合計が全体の約8割を占めている。仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）の女性比は、令和4年は12.3%であり、保護観察付全部・一部執行猶予者の女性比は、同年は14.7%であった。同年の女性の仮釈放率は74.0%であり、男性の仮釈放率よりも相当に高い。

### (3) 再入者・再入率

入所受刑者の人員のうち再入者率を見ると、女性の再入者率は、平成17年以降上昇傾向にあり、令和4年は48.1%であったところ、男性と比べると、平成15年以降一貫して低い。出所受刑者の再入率を見ると、令和3年の出所受刑者の2年以内再入率は、男性は14.4%であるのに対し、女性は12.1%であった。平成30年の出所受刑者の5年以内再入率は、男性は35.4%であるのに対し、女性は29.5%であった。

### (4) 犯罪被害者

人が被害者となった刑法犯の認知件数について、年齢層ごとに女性比を見ると、最も高いのは65歳以上であった。年齢層ごとに女性が被害者となった罪名別の件数を見ると、全ての年齢層において窃盗が最も多く、次いで、20歳未満では強制わいせつ、50～64歳及び65歳以上では詐欺、それ以外の年齢層では暴行の順であった。

## 2 特別調査（第3章）

調査対象者は、全国22府の刑事施設に新たに入所した受刑者のうち、令和4年7月1日から同年12月31日までの間に刑執行開始時調査を実施した者である。また、本調査においては、女性受刑者との直接的な比較はできないものの、参考対象として、女子少年院在院者にも同趣旨の調査を実施した。調査対象者は、全国11府の女子少年院在院者であり、令和4年7月1日時点において処遇の段階が2級にあった者である。上記の調査対象者に対し、質問紙調査及び記録調査を実施した。調査対象者のうち、分析の対象は、受刑者908人（女性受刑者461人、男性受刑者447人）、女子少年院在院者49人であった。

調査内容は、本件で逮捕される前の生活状況等、生活歴、社会生活におけるジェンダーに対する意識、小児期逆境体験（Adverse Childhood Experience:以下要旨紹介において「ACE」という。）、配偶者及び交際相手からの被害及び加害、心理的側面等である。分析においては、各項目について、男性受刑者との比較から女性受刑者の傾向・特徴を分析したほか、女性受刑者に関して年齢層別（女子少年院在院者の調査結果を含む。）及び罪種別（窃盗群及び薬物群）という点からも分析した。また、これらの分析結果を踏まえ、女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を阻害する要因等について検討した。

なお、調査等の前提において相違があることから、正確な比較はできないものの、女性受刑者に見られる傾向を大まかに捉えることができると考え、内閣府等が過去に行った調査（以下要旨紹介にお

いて「一般調査」という。)の結果を紹介した。

## (1) 男女別

### ア 基本的属性等及び事件の概要

女性受刑者は、男性受刑者と比べ、平均年齢が高く、保護処分歴のある者の構成比が低い一方で、初めて処分を受けた年齢が30歳以上である者の構成比が高い傾向にあった。また、刑期が短く、単純執行猶予歴のある者の構成比が高い傾向にあったほか、罪名が窃盗及び覚醒剤取締法違反である者が全体の8割を占めており、同種犯罪を繰り返して受刑に至っている傾向にあることがうかがえた。事件動機について、女性受刑者は、男性受刑者と比べ、「共犯者（配偶者・交際相手）に誘われたから」の該当率が高いことから、配偶者や交際相手の影響を受けやすいことがうかがえた。

### イ 逮捕前の生活状況等

女性受刑者は、男性受刑者と比べ、「配偶者や交際相手」及び「子」と暮らしている者の該当率が高いところ、困りごとの内容として「人間関係（配偶者や交際相手）」又は「人間関係（子）」の該当率が高いことから、配偶者や交際相手、子の存在が困りごとを抱える要因となっている可能性があることがうかがえた。また、自分の収入だけで生活できるという感覚がない者の構成比が高く、就労状況では「無職」等の該当率が高いことから、就労経験が乏しく、生活費を得る手段について他律的となりやすいほか、不就労の理由として「健康上の理由」の該当率が高く、精神疾患がある者の構成比が高いことから、自らの力のみでは自立的な生活が困難となるような事情を抱えやすいことがうかがえた。そして支援機関等への相談に対する考え方として「家族や交際相手等が理解・協力してくれれば」又は「誰かに一緒に行ってもらえば」の該当率が高いことから、身近な人の協力があれば、比較的、支援機関等への相談につながりやすい可能性があることがうかがえた。

### ウ 生活・行動歴

女性受刑者は、男性受刑者と比べ、市販薬等の目的外使用経験のある者、食行動の問題がある者、自殺念慮・自殺企図の経験がある者、配偶者等からの被害経験及び配偶者等への加害経験がある者の構成比が高く、ACE又は配偶者等からの被害経験に関連するPTSD得点の平均値が高かった。また、違法薬物の使用及び市販薬等の目的外使用経験については、ACE、不特定かつ多数の者との性交経験及び中絶経験との関連があり、さらには、一般調査の女性と比べ、配偶者や交際相手からの被害を受けやすい傾向にあることがうかがえた。これらのことから、女性受刑者においては、被害経験が生

活上の様々な生きづらさに結びついている可能性が推察された。

## 工 生活意識・価値観・心理的側面

社会生活におけるジェンダーに対する意識について、女性受刑者は、男性受刑者や一般調査の女性と比べ、男女の地位に関する意識についての各設問に「分からぬ」と回答した者の構成比が高い傾向が見られたほか、各設問の全てに「分からぬ」と回答した者が女性受刑者のうち約1割（8.4%）を占めていた。これらの者について分析したところ、就労等をしておらず、経済的な自立感がない傾向が見られた。このことから、就労等による社会参加の機会が乏しい者は、これまでにジェンダーに対する問題などの社会課題に関して考える機会がなかった可能性が示唆された。また、一般調査の女性と比べて性別役割意識に対し比較的受容的な傾向にあることがうかがえた。

心理的側面について、性格特性において男女で違いが見られたほか、悩みごとや困りごとがあるときに相談するかどうかは、相談相手の有無等の環境的な要因のほか、その人の持つ心理的な特徴が関係していることがうかがえた。

### （2）女性受刑者の年齢層別

#### ア 基本的属性等・事件の概要・逮捕前の生活状況等

40代以降で初めて受刑する者や、中年層（「40～49歳」及び「50～59歳」）をいう。以下要旨紹介において同じ。）以降に初めて処分を受け、その後受刑に至っている者が多い傾向がうかがえたほか、高齢層（「65歳以上」）をいう。以下要旨紹介において同じ。）は、他の年齢層と比べ、「精神障害なし」の構成比が高く、婚姻状況では「死別」の構成比が高く、今回受刑することになった事件に窃盜が含まれる者の構成比が高く、そのうち万引きが9割以上を占めていた。

「40～49歳」では精神疾患がある者の構成比が高く、「50～64歳」では収入源について「生活保護」、困りごとについて「健康のこと」の該当率が高いことから、中年層の中には、年齢的には就業可能であっても就業が困難となる何らかの事情を抱えている者がいる可能性がうかがえた。さらに、高齢層の特徴を見ると、同居家族について「いない」、困りごとについて「経済的なこと」、「人間関係」及び「犯罪行為をしていること」の該当率が低く、反社会的行為をする者との関わりがある者の構成比が低いほか、収入源について「公的年金」の該当率が高く、精神疾患がない者の構成比が高かった。

困りごとを誰にも相談しなかった者については、「相談してもむだだと思った」は「20～29歳」の該当率が高く、「相談する相手がいなかった」は「50～64歳」の該当率が高いなど、年齢層による違いが見られた。支援機関等への相談に対する考え方についても、年齢層別に異なる傾向がうかがえた。

## イ 生活・行動歴

違法薬物の使用経験について「あり」の構成比は「30～39歳」及び「40～49歳」が有意に高く、市販薬等の目的外使用経験、食行動の問題、自殺念慮、不特定かつ多数の者との性交経験について「あり」の構成比は「20～29歳」及び「30～39歳」がそれぞれ有意に高く、自傷行為について「なし」の構成比は「20～29歳」、「30～39歳」及び「40～49歳」が有意に低いほか、40代以下の者は、50代以上の者と比べてACE得点が高かった。これらのことから、40代以下の年齢層は、心身の健康を害するような経験ないし生活・行動歴があるほか、複数のACEを持つ傾向があり、ACEやそれらに関連する問題行動などの生きづらさを抱えていることがうかがえた。一方、高齢層においては、前記の生活・行動歴のほか、自殺念慮、自殺企図、配偶者等からの被害経験についても他の年齢層と比べて経験ありの構成比が低かったことから、犯罪に至った背景には他の年齢層とは異なる事情があることが示唆された。

### (3) 女性受刑者の罪種別（窃盗群及び薬物群）

#### ア 基本的属性・事件の概要・逮捕前の生活状況等

平均年齢について、窃盗群の方が高いことから、以下の罪種別の分析結果を見る際は、窃盗群と薬物群とで年齢層に違いがあることに留意が必要である。

窃盗群は、保護処分歴なしの構成比が高い一方、薬物群は、保護観察処分及び少年院送致処分を受けたことがある者の構成比が高かった。また、初めて処分を受けた年齢は、窃盗群の「50～64歳」と「65歳以上」の構成比が高く、薬物群の「20歳未満」及び「20～29歳」の構成比が高かった。事件の動機は、窃盗群と薬物群で異なる傾向が見られ、窃盗群は、「生活費に困っていたから」等の金銭関連の動機のほか、「わからない」の該当率が高いことが特徴的であったのに対し、薬物群は、「軽く考えていたから」のほか、周囲の人間関係に起因する動機や感情面に関わる動機の該当率が高いことが特徴的であった。

薬物群は、共犯者がある者の構成比が高いところ、その関係は「配偶者・交際相手」の該当率が高く、反社会的行為をする者との関わりがある者の構成比が高いことから、素行不良者と親しい関係を持つ傾向にあることがうかがえた。困りごとについて、窃盗群、薬物群共に、該当率が最も高かったのは「経済的なこと」であり、次に「健康のこと」であったが、窃盗群は「これまでに受けた保護処分や刑事処分のこと」、薬物群は「育児のこと」や「人間関係」の該当率がそれぞれ高かったことから、窃盗群は、人間関係よりも自らの「これまでに受けた保護処分や刑事処分のこと」で悩む傾向があり、薬物群は、人間関係で悩みがちであることがうかがえた。困りごとがあった際の相談先につ

いて、窃盗群は「家族または親族」及び「病院」の該当率が高く、薬物群は「友人または知人」及び「交際相手」の該当率が高かった。支援機関等への相談に対する考え方では、窃盗群、薬物群共に「家族や交際相手等が理解・協力してくれれば」の該当率が最も高かったが、窃盗群は「専門的な助言がもらえれば」、薬物群は「友人・知人に教えてもらえば」の該当率がそれぞれ高く、罪種別に適切な支援方法が異なることが示唆された。また、収入源について、窃盗群、薬物群共に「自分が働いて得た収入」の該当率が最も高かったが、窃盗群は「公的年金」の該当率が高く、薬物群は「自分で働いて得た収入」及び「生活保護」の該当率が高いという違いが見られた。

#### イ 生活・行動歴・心理的側面

薬物群は、市販薬等の目的外使用経験、自傷行為、自殺念慮、不特定かつ多数の者との性交経験及び中絶経験、ACE、配偶者等からの被害経験のある者の構成比が高く、薬物群には、特に被害経験や生きづらさが犯罪の背景事情としてあることがうかがえた。

性格傾向は、罪種別に異なる特徴があることがうかがえた。窃盗群は、相談の有無の項目において、「相談した」と回答した者の構成比が薬物群より低かったところ、心理的側面について見ても、薬物群よりも「援助要請回避群」の構成比が高い傾向が見られ、また、資質的レジリエンス要因尺度が低かったことから、窃盗群には、困りごとがあったときに、他者に助けを求めるなどして、自らの力で適切な解決をしにくい傾向があることがうかがえた。

#### (4) 総合考察

特別調査における男女別、年齢層別及び罪種別の比較から明らかとなった傾向・特徴を踏まえ、女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を阻害していると考えられる要因として、①女性受刑者の被害経験と問題行動、②女性受刑者を取り巻く環境と就労、③加齢に伴う女性受刑者の生活環境の変化の3点について、考察を行った。

### 3 施策調査（第4章）

女性犯罪者が抱える問題・課題等に対する処遇・支援の実施状況等を把握するため、刑事施設、少年院、保護観察所、民間支援団体及び地域生活定着支援センターを対象として、実地調査（一部資料調査による内容を含む。）を行い、その結果を紹介した。

## 4 まとめ（第5章）

特別調査及び施策調査で明らかになった内容のほか、女性犯罪者に係る各種文献等における知見も踏まえ、以下の（1）から（3）に係る三つの視点から、女性犯罪者に対するより効果的な処遇や支援の在り方等についての検討を行ったほか、最後に、（4）その他（今後の課題等）について考察を行った。

### （1）被害経験や生きづらさ等を踏まえた処遇・支援の必要性

女性犯罪者の中には、ACEや配偶者・交際相手からの被害があつたりするなど、何らかの被害経験を抱えている者のほか、過去に自傷歴や自殺念慮があつたりするなど、何らかの生きづらさ等を抱えていると考えられる者が一定数存在していることがうかがえた。このことから、被害経験や生きづらさ等に着目した処遇・支援の更なる推進の必要性やそうした特性を持つ女性犯罪者に対する効果的な処遇方法として相互作用を伴う働き掛けの有効性等について指摘した。

### （2）心身の健康の回復等に資する処遇・支援の充実

女性犯罪者の中には、違法薬物使用経験がある者や食行動に問題がある者が少なくなく、日常生活を送るに当たり、精神的身体的にも治療が必要な状態にある者が一定数存在することがうかがえた。このことから、特に、薬物依存症や摂食障害への対応の在り方等について検討を加えたほか、社会生活を念頭に、心身の健康の維持・増進を促進する取組の必要性・有効性等について指摘した。

### （3）高齢女性受刑者等に対する処遇・支援の在り方

女性犯罪者の中で高齢者は大きな割合を占めており、そのうちの多くが万引き事犯者である。これらの者の中には、事件動機が「生活費に困っていたから」であり、かつ困りごとが「経済的なこと」であるなど、経済的な困窮が犯罪の背景にある者がいる一方で、切迫した困窮状況にはなく相応の社会生活を過ごしているにもかかわらず、今後の経済的な不安やその場での「軽い気持ち」から犯行に及んでいて犯罪に対する抵抗感の乏しさがある上、40代以降、初めて処分を受けてから短期間のうちに犯行を繰り返して受刑まで至るなど、他の年齢層とは異なる背景事情を持つ者もいることがうかがえた。このことから、高齢者に対する処遇及び支援として、高齢者を取り巻く環境や社会から見た本人の状況と本人の現状認識とのずれを埋めるための処遇や支援の在り方等について検討し、その生活歴、環境面、心理面に対する十分な理解の必要性等について指摘した。

#### (4) その他（今後の課題等）

今回の調査研究の報告では、女性犯罪者処遇をめぐって、十分に分析・検討等が及ばなかった点も含め、今後の課題等について検討した。

第一に、女性犯罪者が男性と比べて無職等が多く、家庭内での役割や健康上の理由から就労が限定的であったりする可能性等がうかがえたところ、自らの力で環境を変えるためには、自らで得る収入源が重要であり、そのためには就労継続が必要であることから、今後も職業訓練、就労支援等の充実が望まれる点について指摘した。

第二に、女性犯罪者に関する今後の調査・研究等に向けた課題として、今回実施した男女別、女性受刑者の年齢層別及び罪種別（窃盗群・薬物群）以外の傾向・特徴に係る分析等の必要性が考えられた。

第三に、令和5年6月、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）が成立したことを踏まえ、ジェンダー・アイデンティティをめぐる今後の社会の動向を的確に捉えながら、その関心や理解が社会において一層浸透していくことを念頭に置いた対応の必要性等について指摘した。

最後に、女性犯罪者処遇をめぐる国際的な動向を踏まえた対応、すなわち、「女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国際準則」（バンコク・ルールズ）に限らず、女性刑務所等を含む女性犯罪者処遇の国際的な動向も視野に入れつつ、多角的な観点からの検討も必要である点について指摘した。

なお、本報告においては、総合的研究の一環として、海外の女性犯罪者をめぐる現状や動向についても調査を実施し、タイ、大韓民国及びスウェーデンにおける調査結果を参考資料として巻末に添付した。

研究部長 熊澤貴士